

資料2

令和7年1月29日  
高齢施策担当部  
高齢社会対策課  
介護保険課

介護人材対策の充実について

1 訪問介護人材の確保・育成

人材不足が特に深刻な訪問介護の担い手を確保・育成するため、介護職員初任者研修受講料助成事業を充実するとともに、新たに訪問介護採用応援補助事業を実施する。

(1) 介護職員初任者研修受講料助成事業

ア 研修受講料の9割補助（上限8万円）から10割補助（上限10万円）とする。

イ 事業所が受講者の受講料を立て替えた場合に、申請要件（区内事業所で6か月以上勤務）を満たした後に事業所が区に直接申請できる仕組みを導入する。従来の受講者本人からの申請も可とする。

(2) 訪問介護採用応援補助事業

都は、訪問介護事業所が無資格者を雇用した場合に介護職員初任者研修の受講料や受講中の賃金等を負担する訪問介護採用応援事業を実施している。都事業の対象とならない短時間勤務職員を雇用した場合の補助を区独自に実施する。

【都事業と区事業の比較】

	都事業	区事業
募集人数	300人 (1事業所につき3人まで)	30人 (1事業所につき2人まで)
事業対象法人	都内に事業所がある法人	区内に事業所がある法人
対象条件	週10時間以上40時間以内	週8時間以上10時間未満
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本給</li> <li>法定福利費事業主負担分</li> <li>研修受講料</li> <li>求人広告費</li> <li>初度調弁（4万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本給</li> <li>初度調弁（2万円）</li> </ul> ※ 研修受講料は、区の介護職員初任者研修受講料助成事業により助成する。
対象1人あたり 上限額	週30時間未満 1,200,000円 週30時間以上 1,980,000円	週10時間未満 428,000円

(3) 開始予定

令和7年4月

## 2 区内事業所で働く外国人介護職員への支援

介護職員として働く外国人が地域で孤立せず、働き続けられるよう、親睦を図る交流会や介護福祉士の資格取得に向けた試験対策講座を実施する。

### (1) 実施方法

練馬光が丘病院跡施設「光が丘医療福祉プラザ」内で開設準備を進めている介護福祉士養成施設を活用し、運営法人へ業務委託

### (2) 対象者

#### ア 交流会

区内事業所で働く外国人、介護福祉士養成施設の学生

#### イ 試験対策講座（定員40名）

区内事業所で働きながら介護福祉士の資格取得を目指している外国人

### (3) 実施予定時期

令和7年10月～令和8年1月

## 3 ICT機器を活用したモデル事業

特別養護老人ホームなどの施設では、入所者の睡眠状態等をリアルタイムに把握できるICT機器を導入することで、施設介護職員の負担軽減が進んでいる。そこで、介護事業者・機器メーカーとの連携によりモデル事業を実施し、夜間時間帯に訪問介護を担う職員や本人・家族の負担軽減の効果を検証する。

### 【イメージ】



## 4 介護支援専門員（ケアマネジャー）の法定研修費用助成の充実

訪問介護の担い手と同様に人材不足が深刻な介護支援専門員を確保・育成するため、資格取得時または更新時の法定研修の費用について、本年度開始した都の助成事業（3／4）に加え、区が1／4を助成することにより、負担無しで受講できるよう充実を図る。

### (1) 要件

申請日において、区内の介護事業所に介護支援専門員として6か月以上勤務している従業員に対し、法定研修費用を負担した事業者であること。

### (2) 開始予定

令和7年4月

### (3) その他

ア 資格取得時には事業所に所属しておらず、その後、区内の事業所に6か月以上勤務していることを満たした場合には、申請に基づき個人に対して支給する。

イ 令和6年度の法定研修受講者で、都事業との併給が困難な場合に限り、申請に基づき個人に対して支給する。

## 5 十文字学園女子大学との連携協定

区は、十文字学園女子大学と連携・協力に関する包括協定を締結した。福祉・保育等人材の育成・確保など地域福祉の課題解決に向けて、相互に連携・協力する。

### (1) 協定の締結先

- ア 名称 十文字学園女子大学
- イ 住所 埼玉県新座市菅沢二丁目1-28
- ウ 代表者 学長 志村 二三夫
- エ 特色 社会福祉士、介護福祉士、保育士などの国家資格取得に対応した実践的な教育を実施し、介護、障害・児童福祉などの社会福祉施設・関係機関へ専門職を輩出。留学生が日本語を習得できる留学生別科を設置。

### (2) 協定の締結日

令和7年1月21日

### (3) 主な連携・協力内容

区内の介護・障害福祉・保育施設等で実習を希望する学生のつなぎや、区事業への学生ボランティアの参加など

## 【参考1】訪問介護について

### 1 訪問介護サービスの概要

訪問介護員（ホームヘルパー）等が利用者（要介護者）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する。

### 2 令和6年度報酬改定

- (1) 基本報酬を約2.2%の引下げ
- (2) 令和6年6月に処遇改善加算を、より多くの事業所が活用できるよう、これまで3種類に分かれていたものを一本化し、加算率の上限を引き上げるよう見直した。

### 3 区内事業所数（令和7年1月1日現在）

- (1) 訪問介護 203事業所
- (2) その他訪問系サービス
  - 訪問入浴介護 9事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 15事業所
  - 夜間対応型訪問介護 2事業所

### 4 国の支援策（令和6年度）

#### (1) 介護人材確保・職場環境改善等事業

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、職場環境改善等の経費や介護職員等の人件費を補助

#### (2) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

ア 経験が十分でないヘルパーが安心して従事できるよう、同行支援に係る経費の補助や他事業所と連携して行う取組を支援

イ 経営改善の専門家の活用、HP改修・チラシ配布などの人材確保、事業の協働化・大規模化への取組に要する経費を補助

(3) 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化

都道府県介護部局、労働局、介護業界団体、福祉人材センターが介護人材確保のための連携協議会を設置し、職場説明会、合同面接会、施設見学等を実施

(4) ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業

ヘルパーの仕事のやりがいや魅力を学生、新たに介護業界を目指す人、過去に介護業界で働いた経験のある人に広く周知するために、リーフレット、広報動画等を作成

5 都の支援策（令和6年度）

(1) 訪問介護採用応援事業

訪問介護事業所で勤務（週10時間以上、40時間以内）しながら、初任者研修等を受講する者を新たに採用した事業所に対し、最大6か月の賃金、受講料、求人広告費等の助成を実施（1事業所につき3人まで）

(2) 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

介護職員および介護支援専門員を対象に、居住形態・所有形態によらず、月額1万円（勤続5年目までの介護職員は1万円を加算）を特別手当として支給

【参考2】区内の訪問介護事業所へのアンケート結果（令和6年12月実施の速報値）

1 訪問介護員の年代内訳

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0.2%	1.1%	5.3%	10.4%	33.8%	26.8%	20.4%	2.0%

2 現在の訪問介護員の実働人数の充足度

運営基準以上の訪問介護員数を確保できており、事業所運営に支障はない	18.8%
運営基準以上の訪問介護員数を確保できているが、余裕のある事業所運営のために拡充したい	15.6%
運営基準を満たす訪問介護員数は概ね確保できており、事業所運営に大きな支障はない（欠勤時等に支障が生じることがある）	25.0%
訪問介護員が不足気味であり、事業所運営に支障を感じることもある	28.1%
訪問介護員が慢性的に不足しており、事業所運営に支障がある	6.3%

3 人材不足の対策として考えられる有効手段（上位3つ）

介護報酬の見直し（報酬アップ）	29.4%
介護のイメージアップ	20.6%
事務負担の軽減	15.7%